

一般社団法人日本がん・生殖医療学会 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本定款細則は、一般社団法人日本がん・生殖医療学会（以下、「当法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、当法人の運営管理及び業務に関して必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会)

第2条 当法人の会員になろうとする者は、定款第8条のとおり所定の申込方法により申し込みを行い、会費を納入のうえ、理事長の承認を得なければならない。

(会員年度)

第3条 会員年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

(会費)

第4条 会費は下記のように定め、会員は定めた期日までにこれを支払わなければならない。事由の如何に限らず、支払った会費は払い戻さない。

医師会費 10,000 円

医師以外会費 5,000 円

(会費の免除)

第5条 理事会は、その決議により、会員の年齢、功労、その他の事情を考慮して、会員に対して会費の支払いを免除することができる。

(退会)

第6条 定款11条1項1号に定める退会の申し出は、それまでに発生した会費をすべて支払った後に、学会事務局に対して退会する旨を通知して行うことにより、退会することができる。

第3章 理事、監事の選任

(理事及び監事の資格)

第7条 理事は定款第21条に基づき、当法人の会員若しくはその関係者から選任することを旨とする。ただし、必要があるときはそれ以外の者から選任することができる。

2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 理事及び監事は原則として総会での選任時に66歳に満たない者とする。

(理事長等の選任及び職責)

第8条 理事長及び副理事長は、理事の中より選定し、理事会の決議によって下記の員数内で定める。

理事長 1名

副理事長 若干名

(理事会提案理事及び監事の選任手続き)

第9条 理事または監事を選出する際には、総会での選任に先立ち、予め立候補者に対し、会員による候補者選定選挙を行い、定款第20条に定められた定数内とした後、総会での選任を行う。なお、選挙時に得票数が同票であった場合は、年齢の低いものを当選とする。

2 理事または監事に立候補する者の数が定款に定められた定数と同数もしくはそれ以内であった場合は立候補者に対し、会員による信任選挙を行った後、総会での選任を行う。なお、信任投票を行う際は有効投票数の3分の2以上の信任を得なければならない。

3 理事または監事の候補者の選定選挙及び信任選挙を行うにあたり、これに先立って理事会で選任された選挙管理委員会を組織する。

4 理事または監事に立候補する者は定められた期日までに、所定の立候補書式を選挙管理委員会に届け出ることとする。

5 理事または監事の立候補者が会員の場合、選挙が行われる年度の8月31日までに会費を完納していることとする。

6 理事または監事の立候補者は、原則として総会での選任時に66歳に満たないことを要する。

7 理事または監事の立候補者の資格は下記に定める。

- ア) がん・生殖医療に関する知識又は経験を有する医師会員
 - イ) がん・生殖医療に関する知識又は経験を有する医師以外の国家資格取得者、公的資格取得者、又は研究機関の研究者等の会員
 - ウ) がん・生殖医療に関する知識又は経験を有し、この法人の目的に賛同する会員
- 8 理事または監事の候補者は、同時期の選挙において、理事立候補者及び監事候補者として同時に立候補することができない。
- 9 理事候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会の答申により理事会が候補者を提案することができる。
- 10 選挙は公示の際に公表された方法にて、選挙が行われる年度の8月31日までに年会費を完納している会員による投票によって行われる。
- 11 投票結果は、選挙期間後速やかに会員への公表を行う。また、選挙結果に基づき総会によって選任される。
- 12 前11項は、社員総会において立候補する理事候補または監事候補に関しては適用しない。

第10条（選挙管理委員会）

- 1 選挙に先立ち、会員の中から理事会の推薦によって選任された、理事候補者以外2名以上の選挙管理委員により選挙管理委員会を組織する。
 - 2 選挙管理委員の任期は、理事会にて選任された日より選挙結果を公示する日までとする。
 - 3 選挙管理委員会は選挙の行われる2か月前までに、次に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 選挙の対象となる役職の定数
 - (2) 選挙の対象となる役職の任期
 - (3) 投票方法
 - (4) 投票期間
 - (5) 開票日
- また選挙管理委員の氏名も同時に会員に公表される。
- 4 選挙管理委員会は、候補者名簿を選挙の行われる1か月前までに会員に向けて公示する。
 - 5 選挙は、公示の際に公表された方法にて、選挙権を有する会員による投票によって行われる。
 - 6 投票結果は、選挙期間後速やかに会員へ公表する。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第11条 定款第2条に定める本学会の目的を遂行するため、理事会の承認を得て法人内に委員会を設置することができる。

- 2 委員長は理事が務める。
- 3 委員会を構成する委員は、理事長または委員長が推薦する。
- 4 委員の任期は理事の任期に準じる。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員会の運営にあたっては、必要に応じて委員会細則を定める。

第5章 定款細則の変更

第12条 本細則の変更は定款第44条に定めるとおり、理事会決議によってなされ、総会にて報告する。

令和5年2月25日施行
令和5年8月31日改訂